

県北広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月27日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 侍浜停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市侍浜町本町第7地割21番4番地先から29番4地先まで	新	A 6.6～4.9 m	m 93.0
		B 5.0	102.0
	旧	A 6.6～4.9	93.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年10月27日から同年11月27日まで